

# テレビジョン受信機の ENERGY STAR®プログラム要件

## パートナーの責務 草案

以下は、ENERGY STAR適合製品の製造とラベル表示に関するENERGY STARパートナーシップ合意の内容である。ENERGY STARパートナーは、以下のパートナーの責務を遵守しなければならない。

### 適合製品

1. テレビジョン受信機に関する性能要件と試験方法を定めた、現行のENERGY STAR適合基準を遵守する。対象製品およびこれに対応する適合基準の一覧は、[www.energystar.gov/specifications](http://www.energystar.gov/specifications)で見ることができる。
2. **ENERGY STARの名称またはマークと製品を関連付ける前に**、テレビジョン受信機に関してEPAに承認されている認証機関から、ENERGY STAR適合の認証書を取得する。この認証手続の一環として、製品は、テレビジョン受信機試験の実施に関してEPAに承認されている試験所において試験されなければならない。EPAに承認されている試験所および認証機関の一覧は、[www.energystar.gov/testingandverification](http://www.energystar.gov/testingandverification)で見ることができる。

### ENERGY STARの名称およびマークの使用

3. ENERGY STARの名称とマークの使用方法を定めた、現行のENERGY STARロゴ使用ガイドライン（ENERGY STAR Identity Guideline）を遵守する。パートナーは、このガイドラインを遵守し、また広告代理店、ディーラーおよび販売店など自らが認めた代理人による遵守を確保することにも責任を負う。ENERGY STARロゴ使用ガイドラインは、[www.energystar.gov/logouse](http://www.energystar.gov/logouse)から入手可能である。
4. ENERGY STARの名称とマークは、適合製品との関連においてのみ使用する。パートナーは、米国および/またはENERGY STARパートナー国において、少なくとも製品を1つ適合にして販売していない場合には、自身をENERGY STARパートナーと呼ぶことはできない。
5. ENERGY STAR適合テレビジョン受信機には、明確かつ一貫性のある方法でラベルを表示する。
  - 5.1. ENERGY STARマークは、製品梱包、製品の印刷物（すなわち、取扱説明書、仕様書等）、およびENERGY STAR適合モデルに関する情報が掲載されている製造事業者のインターネットサイトに明確に表示されなければならない。
  - 5.2. またENERGY STAR適合TVには、以下の3つの選択肢のうちの1つに従いラベルが表示されなければならない。
    - 5.2.1. TVの上部/正面における恒久的ラベル。
    - 5.2.2. TVの上部/正面における一時的ラベル。または、
    - 5.2.3. 既定画像設定用のTVのメニュー画面上にENERGY STAR認証マークが表示されるというような電子ラベルの使用。

## 継続的な製品適合の検証

6. テレビジョン受信機に関してEPAに承認されている認証機関を通じて、第三者検証試験に参加する。全面的な協力と適宜な対応のもと、EPA/DOEはその自由裁量により、ENERGY STAR適合と称される製品について試験を実施することができる。これら製品は、一般市場で入手される、あるいは政府の要求に応じてパートナーから自主的に提供される可能性がある。

## EPAに対する情報提供

7. ENERGY STARの市場普及率の推算を支援するため、以下に示されるように、機器の出荷データまたはその他の市場指標を毎年EPAに提供する。
- 7.1. パートナーは、その暦年に出荷されたENERGY STAR適合テレビジョン受信機の総数、あるいはEPAとパートナーが事前に合意したそれに相当する計測値を提出しなければならない。パートナーは、出荷製品のブランドを変更し再販する団体（外部のプライベートブランド事業者（unaffiliated private labeler））に対する出荷分を除外すること。
- 7.2. パートナーは、EPAが規定するとおりに、重要な製品情報（例：機種、容量、追加機能の有無）で区分された機器の出荷データを提供しなければならない。
- 7.3. パートナーは、翌年の3月1日までに、暦年毎の機器の出荷データを、可能であれば電子形式にて、EPAまたはEPAが許可する第三者に提出しなければならない。
- 提出された機器の出荷データは、EPAによりプログラム評価の目的にのみ使用され、厳重に管理される。情報自由法（FOIA：the Freedom of Information Act）のもと要求された場合、EPAは、本データが同法の適用外であると主張する。EPAはパートナーの秘密を守るために、使用するすべての情報を保護する。
8. 試験または認証の結果に影響を及ぼそうとする、あるいは差別的行為を行おうとする、承認試験所または承認認証機関（CB：Certification Body）のいかなる企てもEPAに報告する。
9. 指定の責任者または連絡先の変更については、[www.energystar.gov/mesa](http://www.energystar.gov/mesa)で利用することができるMy ENERGY STAR Account tool（MESA）を使用して、30日以内にEPAに通知する。
10. 該当する場合において、パートナーは、ENERGY STAR適合製品用LCDパネルの生産に関連する製造業務や補助業務（チャンパー清掃など）に使用されるフッ素系温室効果ガス（F-GHG）を、年間90%以上回収または破壊していることを実証する供給事業者（サプライヤー）から、LCD構成装置を調達すること。
- 10.1. 対象となる気体には、CF<sub>4</sub>、C<sub>2</sub>F<sub>6</sub>、C<sub>3</sub>F<sub>8</sub>、C-C<sub>4</sub>F<sub>8</sub>、C<sub>4</sub>F<sub>8</sub>O、CHF<sub>3</sub>、NITROGEN TRIFLUORIDE（NF<sub>3</sub>）、SULFUR HEXAFLUORIDE（SF<sub>6</sub>）が含まれる。
- 10.2. パートナーは、[http://epa.gov/semiconductor-pfc/documents/dre\\_protocol.pdf](http://epa.gov/semiconductor-pfc/documents/dre_protocol.pdf)に示されている、電子機器の製造におけるフッ素系温室効果ガス低減装置のガス破壊または除去の効率（DRE：Destruction or Removal Efficiency）を測定するEPAの測定方法を、これら供給事業者が確実に使用するように協力して取り組む。

**注記：**ENERGY STAR要件が次第に厳しくなるにつれて、EPAは、高効率技術の製造に関連する温室効果ガス（GHG）排出量の意図しない増加を防ぐ必要があると感じている。LCDは少ない消費電力量で高い性能を提供する効果的な手段であることが証明されたが、LCDの製造には、地球温暖化係数の高い温室効果ガスの1つであるフッ素系ガス（F-GHG）の使用を必要とする。LCDの製造において、これら気体は、ドライパターン形成過程におけるエッチングガスとして、また化学蒸着（CVD：chemical vapor deposition）チャンパー用の洗浄ガスとして使用される。

EPAは、製造段階におけるF-GHGの破壊または除去方法を特定した、過去10年をかけて達成された重要な国際的取り組みを利用することを検討している。2001年に日本の液晶産業調査委員会（LCD Industry Research Committee）は、韓国と台湾における同様のLCD工業会と協力して、世界液晶産業協力会議（WLICC：World LCD Industry Cooperation Committee）を設立した。WLICCは、2010年までにF-GHG

の絶対総計排出量を 0.82 MMTCE 未満に低減させるという合意目標を達成した。この目標値を達成するために、3つの工業会は、新規に設置される LCD 製造ラインのすべてに対し、排出量の 90%を除去または破壊する除去システムが完備されていることを求める約束をした。(出典：Nishida, H., et al. “PFC emission-reduction strategy for the LCD industry.” Journal of the Society for Information Display. 13/10, 2005)。

F-gas の回収および破壊を実証する供給事業者から LCD 構成装置を調達することに加えて、EPA は製造事業者に対し、2008 年に公表された電子機器の製造におけるフッ素系温室効果ガス低減装置のガス破壊または除去の効率 (DRE : Destruction or Removal Efficiency) を測定する EPA の測定方法に従い、確実に F-gas が測定されるように、各自の供給事業者と協力することを求めている。これは、この測定方法が、LCD の製造における G-gas (温室効果ガス) の除去または破壊に関して、十分に試験され国際的な専門家による査読を受けた、唯一利用可能な方法であることによる。

EPA は、WLICC のような既存の取り組みに参加することによって本要件をどの程度満たすことができるのか詳しく調査するとともに、関係者からの意見を歓迎する。

## 特別待遇を受けるために行うこと

ENERGY STAR パートナーは、パートナーシップの範囲内での取り組みに対する追加の承認および/または支援を EPA から受けるために、次の自主的な行動を検討し、これらの取り組みの進捗状況を逐次 EPA に報告すること。

- ENERGY STAR 適合製品の普及促進や ENERGY STAR とそのメッセージに対する認知向上のためにパートナーが取り組む内容について、最新情報を文書にて四半期ごとに EPA に提供する。
- 企業施設のエネルギー効率の改善を検討し、ENERGY STAR 建物プログラムを通じて、建物の比較評価を行う。
- ENERGY STAR 適合製品を購入する。社内の購入または調達規則を改定して ENERGY STAR を要件に含めるようにする。調達担当者の連絡先を、定期的な更新と調整のために EPA に提供する。従業員が家庭用製品を購入する際に利用できるように、一般的な ENERGY STAR 適合製品情報を従業員に回覧する。
- パートナーのウェブサイトや他の販促資料において、ENERGY STAR マークを特集する。ENERGY STAR のウェブリンク指針 (ENERGY STAR ウェブサイトのパートナー向け情報 (Partner Resources) で入手可能) に定められているとおりに、ENERGY STAR に関する情報がパートナーのウェブサイト上で提供される場合、EPA は、必要に応じて、そのパートナーのウェブサイトへのリンクを提供する可能性がある。
- 企業施設で使用するすべての ENERGY STAR 適合テレビジョン受信機およびコンピュータの電力管理機能が、特に設置時と修理後に、確実に実行可能に設定されているようにする。
- 現時点で ENERGY STAR 適合である製品の開発、マーケティング、販売および修理点検に関する職務の従業員に対して、ENERGY STAR プログラムに関する一般情報を提供する。
- 上述のプログラム要件以外に、パートナーが計画している具体的な行動を説明する簡単な計画書を、EPA に提供する。これにより EPA は、パートナーの活動を調整および連絡し、EPA の担当者を派遣し、あるいは ENERGY STAR ニュースレターや ENERGY STAR ウェブサイト等にそのイベント情報を掲載することができる。計画内容は、パートナーが EPA に知らせたい活動または計画方針の一覧を提供する程度の簡単なものでよい。例として、活動には次のものが含まれる。(1) 全製品系列を 2 年以内に ENERGY STAR ガイドラインを満たすように切り替えることによって、ENERGY STAR 適合製品を普及促進する。(2) 年に 2 回、特別店内陳列を行い、エネルギー消費効率化の経済上および環境上の利点を説明する。(3) ENERGY STAR 適合製品の省エネルギー機能と動作特性について、(ウェブサイトおよび取扱説明書を介して) 使用者に情報を提供する。および (4) 記事体広告 1 回および報道機関向けのイベント 1 回を EPA と共同で行い、ENERGY STAR パートナーシップとブランドに対する認識を高める。
- 企業の発送業務における環境実績を改善するために、EPA の SmartWay Transport Partnership に参加する。SmartWay Transport Partnership は、燃料消費量、温室効果ガス、大気汚染を低減するために、貨物運搬業者、荷主、および他の物流関係者と協力して実施されている。SmartWay の詳細については、[www.epa.gov/smartway](http://www.epa.gov/smartway) を参照すること。

- EPAのGreen Power Partnershipに参加する。EPAのGreen Power Partnershipは、従来の化石燃料に基づいた電力の使用に伴う環境への影響を低減させる方法として、企業団体にGreen Powerの購入を奨励する。パートナーシップの参加者には、フォーチュン誌選出の上位500社（Fortune 500）に入る企業、中小企業、政府機関だけでなく、参加数が増加傾向にある各種大学など、多様な組織が含まれる。Green Powerの詳細については、<http://www.epa.gov/greenpower>を参照すること。

**注記：** 自社と取引のある最大の供給事業者に対し、GHG排出量の測定と低減、およびGHG排出量低減の公開目標の設定を求める電子機器の大企業が増えている。電子産業市民連合（EICC：Electronics Industry Citizens Coalition）のような、共通する業界団体間の連携した取り組みにおいても、共同出資による供給事業者の研修プログラムが策定されたり、あるいは供給事業者からデータを収集するために共通の情報収集システムが使用されたりしている。さらに、Acer、Asus、Dell、Phillips等の一部のENERGY STARパートナーは、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）のサプライ・チェーンに対する取り組みにも参加しており、この取り組みにおいてCDPは、供給事業者の取引先に代わり、供給事業者に対して質問状を送付し、供給事業者の直接的および間接的GHG排出量を測定し公開報告するように求めている。

EPAは、GHG排出量の測定と低減に供給事業者を関与させようとする、業界による現在の取り組みを称賛する。EPAは、より多くのパートナーに対して、供給事業者従事プログラムを策定する、および／または、集団的支援や研修の取り組みを通じて、共通の供給事業者に影響を与えられるように他の企業と協力することにより、主要な供給事業者を直接的および間接的GHG排出量の測定と低減に取り組みさせることを推奨する。またパートナーは、供給事業者に対して、各自のGHG排出量を公式に報告し、GHG排出量低減の公式目標を設定するように求めることが奨励される。このような取り組みを評価するために、EPAは、年間最優秀製造事業者パートナー表彰の目的において、本区分における他の取り組みに加えて、これらの活動を考慮する予定である。